

# 佐世保市貨物自動車運送事業者等燃油価格高騰対策支援金

貨物自動車運送事業または自動車運転代行業を営む市内中小企業者に対して、燃油に要する経費の一部を給付します。

制度概要	燃油価格高騰の影響を大きく受けている貨物自動車運送事業等を営む市内中小企業者を対象に、燃油費の一部を支援することで、本市の経済を支えている輸送体制の維持を図ります。
対象者	貨物自動車運送事業または自動車運転代行業を営む市内中小企業者
給付額	事業に使用している車両台数に応じて支援金を給付します。 貨物運送事業 普通 1台につき、8万円 小型 1台につき、4万円 軽自動車 1台につき、6万円 自動車運転代行業 随伴用自動車 1台につき、6万円
受付期間	令和4年11月8日(火)から令和5年1月31日(火)
提出先	〒857-8585 佐世保市八幡町1番10号 佐世保市商工労働課 貨物自動車等支援金係 ※感染拡大防止の観点から、郵送による非対面方式とし、給付は銀行口座への振込とします。
留意点	<ul style="list-style-type: none"><li>・令和4年4月1日以前から事業を開始しており、今後も事業継続の意思がある事業者であること</li><li>・対象車両は、令和4年4月1日から9月30日までの間、事業用として使用していること</li><li>・貨物自動車は事業用（緑ナンバー・黒ナンバー）であること</li><li>・随伴用自動車は車体にその旨の表示をしていること</li></ul>
提出書類 ※申請書様式は市ホームページからダウンロードできます	<ol style="list-style-type: none"><li>① 提出書類チェックリスト</li><li>② 支援金申請書</li><li>③ 事業許可証等の写し</li><li>④ 振込口座の通帳等の写し※振込先が申請者と異なる場合は委任状</li><li>⑤ 対象車両一覧</li><li>⑥ 自動車検査証の写し</li><li>⑦ 車両に係る写真（外観、事業所名とナンバープレートが確認できるもの）</li><li>⑧ 4月～9月の乗務記録（運転日報）等の写し（車両の稼働状況がわかるもの）</li></ol> ※10月以降に車両の買替を行っている場合はお問い合わせください

お問い合わせ

佐世保市観光商工部商工労働課(佐世保市貨物自動車等支援金係)  
TEL 0956-37-6112  
令和4年11月8日(火)～令和5年1月31日(火)  
土日祝を除く平日9時00分から17時00分まで